

重点的な取組、共通的な取組

| 平成29年度調達改善計画 |        |   |  |   |     |                           | 平成29年度年度末自己評価結果（対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日）   |          |     |         |   |     |   |   |      |   |   |
|--------------|--------|---|--|---|-----|---------------------------|--|----------|-----|---------|---|-----|---|---|------|---|---|
| 重点的な取組       | 共通的な取組 | 取組の項目   | 具体的な取組内容   | 重点的な取組の選定理由   | 難易度 | 取組の開始年度                   | 取組の目標（原則、定量的に記載）   | 目標達成予定時期 | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容  | 進捗度 | 取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）  |   | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等  | 今後の計画に反映する際のポイント  |
|              |        |   |  |   |     |                           |  |          |     |         |   |     | 定量的   | 定性的   |      |   |   |
|              | ○      | <p>一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化</p> <p>内閣官房等の平成27年度の競争入札における一者応札であった実績は約317件、306億円（競争入札906件、422億円）で全体に占める割合では、件数が約30%、金額が約70%を占めている。平成29年度においては、更なる一者応札改善の取組として、これまでの取組をより具体的に計画に示し、事業の品質確保に配慮しつつ実施する。</p> <p>特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する。</p> | <p>（1）前年度一者応札であった案件については、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札予定案件を定期的に事前公表するなど積極的な情報提供。</li> <li>・公示開始日の前倒し、公示期間の延長。</li> <li>・受注実績、資格要件についての緩和を検討。</li> <li>・入札に参入可能な事業者の事前調査。</li> </ul> <p>➡ 入札予定案件の事前公表、市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、原則として30日以上での公表・公告の期間を確保し、併せてメルマガによる積極的な情報発信を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい仕様書や概要説明の1枚紙を作成。</li> <li>・調査の実施等の履行期間を十分に取るなど仕様書を見直し。</li> <li>・過去の成果物等をホームページ等において公開。</li> <li>・過度に良質な条件、性能を求めものとなっていないかを検証。</li> <li>・業務の効率性を損なわない範囲で発注業務の分割、新規参入者を確保。</li> </ul> <p>➡ 仕様書について、概要版の作成、レイアウトの工夫や図表の積極的な活用、記載事項の明確化など、新規参入事業者にもわかりやすいものとなるよう作成。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り入札説明会を開催し、事業者への内容理解の促進。</li> <li>➡ 公表後（入札公告前）の早い段階での説明会の実施を試行するなど、積極的に事業内容の理解促進のための取組を実施。</li> </ul> | 競争性の向上<br>透明性・公正性の確保<br>経済性の向上<br>品質の確保・向上<br>事業者への配慮 | A   | -<br><br>(右取組（試行）は29年度開始) | 前年度一者応札案件（29年度も継続のもの）について、件数ベースで28年度以上の改善を目指す。重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。   | 29年度     | A   | -       | <p>調達予定案件の定期的なホームページへの公表。本省においては、メルマガによる積極的な情報発信、地方支分部局においては、建設新聞への情報提供を実施。</p> <p>可能な限り公表・公告期間を確保。（市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ30日以上での公表、公告の期間を確保。）<br/>特に国際交流事業支援業務関係案件などについては、引き続き、<br/>・原則30日以上での公表・公告期間を設定<br/>・仕様書の概要紙（1枚もの）の作成<br/>・入札説明会を開催<br/>など、業務内容の理解促進に努めた。</p> <p>一方で、<br/>・過去実績として、同種業務のみならず類似業務も実績として評価するなど受注資格要件の緩和等<br/>・過去の成果物について、仕様書においてURLの明示を引き続き実施。</p> <p>さらに、事前確認強化のための取組として<br/>・市場価格調査及び入札公告の期間を合わせ、30日以上での公表、公告の期間を確保<br/>・メルマガによる積極的な情報発信を実施。</p> | A   | <p>【本省】<br/>・28年度一者応札案件（29年度も継続のもの）68件のうち、24件が複数者応札に改善。（改善率35.3%）</p> <p>※27年度一者応札案件（28年度も継続のもの）は、121件のうち41件が複数者応札に改善。（改善率36.7%）</p> <p>・メルマガ登録者数は、30年3月末時点で1,403名となっている。（平成29年9月末現在1,340名）</p> <p>【地方支分部局】<br/>・28年度一者応札案件（29年度も継続のもの）15件のうち、7件が複数者応札に改善。（改善率46.7%）</p> <p>※27年度一者応札案件（28年度も継続のもの）は、15件のうち複数者応札に改善した案件はなかった。</p> | 積極的な情報発信により参加者へのサービス向上に寄与している。  | 29年度 | <p>公告期間を長期に設定する取組による改善は、ある程度は行き詰まり感が否定できない。</p> <p>これまでも指摘されている国際交流事業支援業務関係案件について、左記取組にも関わらず、29年度は一者応札のみとなった。</p> <p>引き続き、入札等監視委員会や調達アドバイザーにより、入札参加資格要件や調達手法の検討を実施していく予定。</p>   | <p>30年度も引き続き実施。</p> <p>業務に支障のない範囲で可能な限り入札参加資格要件等の緩和を引き続き検討。</p> <p>また、可能な限り調達事務を前倒しし、公告期間だけでなく十分な履行期間を確保。過去の成果物などの参考資料について、引き続き、可能な限り見やすい形での提示。</p> <p>引き続き、国際交流事業支援業務と同種又は類似案件の調達について、仕様書等の改善に努める。</p> |
|              |        |   | <p>（2）上記取組の実効性をより高め、その事前確認強化のため、以下の取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➡ 事業実施決裁において、前年度一者応札であった旨及び部局における一者応札への対応事項を明記することを徹底。</li> <li>➡ 仕様書の新旧対照表を添付し、仕様書記載事項等改善状況を明示。必要に応じ、入札公告時に事業者へ提示、配布。</li> <li>➡ 全ての入札公告実施決裁時に、前年度の入札参加資格制限、応札状況を明記し、特に前年度一者応札であった案件については、事業の品質確保に配慮しつつ入札参加資格の制限を緩和。（等級、地域、品目の撤廃）</li> </ul>   |   |     |                           |  |          | A   | 29年度    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施決裁時における一者応札対応状況シートの添付。</li> <li>・仕様書の新旧対照表の添付。</li> <li>・入札公告実施決裁時における前年度の入札参加条件等の明記。</li> </ul>  | A   | -   | <p>決裁時において、一者応札の対応策が明示しているため、前年度との差がイメージできる。</p> <p>・仕様書の新旧対照表の添付については、事業実施決裁時に添付している場合があるが、入札説明書に添付することの効果は前年度応札業者、又は、落札業者には有益な情報となり得るが、新規事業者については仕様書の読み込みは不可欠であること、必須とした場合、部局担当の業務負担が増えることから、積極的な業務協力は行っていない。</p> | 29年度 | <p>仕様書の新旧対照表の添付について、年度開始前に協力依頼を行ったものの、部局担当者にとっては業務負担が増えることによるため、浸透は進んでない。</p>   | <p>30年度も引き続き実施。</p> <p>ただし、仕様書の新旧対照表の添付については、必ずしも効果があったとは言えない。取組としては29年度限りとし、他の取組については30年度も引き続き実施。</p>  |
|              |        |   | <p>（3）遺棄化学関係経費のうち、入札案件について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業内容や規模により、複数の企業が共同して入札に参加できるよう参加形態の拡大を図る</li> <li>2. 個々の契約案件について、参加資格要件の緩和を図ることにより、競争性を高める。</li> </ol>   |   |     |                           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一者応札が継続している案件について、複数の企業によって構成されるグループとして入札に参加できるよう参加形態の拡大を図った。</li> <li>2. 新規契約案件において、参加資格要件の1つである全庁競争参加資格の等級について緩和を図った。</li> </ol> |          | A   | 28年度    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一者応札が継続している3件について、複数の企業によって構成されるグループとして入札に参加できるよう参加形態の拡大を図った。グループによる入札への参加はあったものの、複数者での応札とはならなかった。</li> <li>2. 参加資格要件の1つである全庁競争参加資格の等級について、A等級の新規契約4件の参加資格を「A、B又はC等級」と上げたところ、1件についてはC等級の企業が参加したこと複数者での応札となり競争性が高まった。</li> </ol>   | A   | -   |   | 29年度 | <p>更なる改善を検討するため、入札に参加しなかった理由を仕様書受領業者等に対しヒアリングを行った結果、以下のような意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門性が高く対応できる人員が不足、実務経験がなく社内体制が整わない。</li> <li>・内閣府以外での受注があるため参加できない、他業務においてマンパワーを費やしており参加できなかった。</li> <li>・内閣府が実施する各事業の契約の切り分けのみならず、内閣府と外務省の業務の分担も分りにくい。</li> <li>・事前準備が間に合わない、入札後の準備に時間を要する。</li> <li>・中国での業務でありリスクが高い、事業に対して知見や経験がない。</li> <li>・単年度契約では企業として新規に参入するリスクが高い。</li> </ul> | <p>引き続きこれまでの取組みを実施するとともに、ヒアリング結果を踏まえ、競争性を高めるための新たな取組みを検討する。</p>   |
|              |        |   | <p>（4）防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。</p> <p>また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p>   |   |     |                           |  |          | A   | -       | <p>入札案件については、十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等を実施した。</p>   | A   | <p>競争性を高める取組により、28年度一者応札案件（29年度も継続のもの）27件のうち、9件が複数者応札に改善。（33.3%）</p> <p>また、市場価格調査において、適正金額を把握し予定価格を作成することで、経費削減効果が得られた。</p>   | <p>公募による随意契約への移行については、競争入札を実施して複数の応札者が参加できる余地がまた残っていたことから、公募に移行できた案件はなかったが、引き続き必要性を踏まの上、実施していくこととする。</p>  | 29年度 | -   | <p>30年度も引き続き実施。</p>   |

| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目                      | 具体的な取組内容  | 重点的な取組の選定理由  | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標<br>(原則、定量的に記載)   | 目標達成<br>予定時期 | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容  | 進捗度 | 取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)  |  | 実施時期             | 実施において明らかとなった課題等  | 今後の計画に反映する際のポイント  |
|--------|--------|----------------------------|---|--|-----|---------|--|--------------|-----|---------|---|-----|---|--|------------------|---|---|
|        |        |                            |   |  |     |         |  |              |     |         |   |     | 定量的   | 定性的  |                  |   |   |
|        |        |                            | (5) 勲章製造等関係経費のうち、その大宗を占める随意契約案件については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額(契約額)の調整を行い、平成29年度予算(契約)において約2%(約5千万円)の縮減を行ったところであり、これに基づき調達を実施。<br>他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。  |  |     |         |  |              | A   | -       | 公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施した。  | A   | 新規業者との契約となったものが1件あった。   | -  | 29年度             | -   | 引き続き、競争性を高める取組について検討する。                                   |
|        | ○      | 地方支分部局等における取組の推進           | 下記4件(4品目)を共同調達として実施する。<br>①平成29年度トナーカートリッジの購入(単価契約)<br>②平成29年度コピー用紙の購入(単価契約)<br>③平成29年度事務用消耗品の購入(単価契約)<br>④平成29年度貨物運送業務(単価契約)<br><br>参加官署(沖縄総合事務局開発建設部他7出先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所)<br><br>29年度調達においても引き続き共同調達を実施することとし、北陸財務局の共同調達の事例の取組のように、幹事官庁負担の偏り解消等により業務効率化を図ることとし、一部の品目について、参加官署に幹事官庁として対応してもらうよう要請する。 | 経済性の向上<br>業務の効率化   | A   | 24年度    | 引き続き4品目の共同調達を実施する。<br>なお、4品目のうち一部の品目について、参加官署に幹事官庁として対応してもらうよう要請する。                          | 29年度         | A   | 24年度    | 下記4件(4品目)を共同調達として実施した。<br>①平成29年度トナーカートリッジの購入(単価契約)<br>②平成29年度コピー用紙の購入(単価契約)<br>③平成29年度事務用消耗品の購入(単価契約)<br>④平成29年度貨物運送業務(単価契約)<br><br>参加官署(沖縄総合事務局開発建設部他7出先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所) | A   | ①トナーカートリッジ(28'→29')<br>対前年度(H28年度)と同品目(62品目)において11品目が単価引き下げ。<br>②コピー用紙(28'→29')<br>対前年度(H28年度)と同品目(3品目)において、3品目とも単価引き下げ。<br>A4: @1,285→1,274(△11)<br>A3: @1,542→1,529(△13)<br>B4: @1,927→1,911(△16)<br>③事務用消耗品(28'→29')<br>対前年度(H28年度)と同品目(381品目)において143品目が単価引き下げ。<br>④貨物運送業務(28'→29')<br>対前年度同品目(49品目)において14品目が単価引き下げ。 | 参加官署の調達事務負担を軽減。  | 4月               | 参加省庁(官署)の調達事務の軽減が図られる一方で、幹事省庁(沖縄総合事務局総務部)の負担が増えている現状がある。  | 30年度調達において引き続き共同調達を実施することとし、状況に応じて調達手法を検討する。              |
|        | ○      | 電力調達、ガス調達の改善               | 電力及びガスの調達について、業務に支障がないよう安定した電力供給を受けられることを前提として、また既に始まっている電力及びガスの小売全面自由化を踏まえ、それぞれの庁舎の特性を考慮した上で仕様書の見直しなどを行い、更なる調達の適切性・透明性の確保に努める。<br>平成29年度の電力の調達にあたっては、予定価格の積算の条件について見直しを行い調達を実施。<br><br>注) 沖縄総合事務局においては、平成29年度時点において、電力小売事業者が安定した電力の供給を行うことができるか、情報収集を行い、地域の実情を踏まえて調達の適切性・透明性の確保に向けた取組を検討する。  | 競争性の向上<br>透明性・公正性の確保   | A   | -       |  | 29年度         | A   | -       | 過去に入札への参加実績のある事業者及び新規に事業参加した6事業者に対し、仕様書の調達内容や入札参加に関するヒアリングを実施したほか、公告期間を従前よりも長く確保し、事業者が入札に参加しやすくなるように努めた。  | B   | これまで一者応札であった内閣府本府庁舎等の電力調達をはじめ、複数者が参加する競争性を確保した入札を実施することが出来た。  | 過去に入札へ参加した事業者の多くは、人手不足により全ての入札案件に対応できない社内事情の存在や、新規に参加した事業者の中には、事業対象が小口の家庭向けに限った供給を対象としている事業者の存在が確認できた。 | 8月               | 当方が提示している仕様書の調達内容については、特に業者側から問題となる点についての指摘は無かった。<br>沖縄県内には必要な電力を供給できる事業者が、1者しか存在しないという地域の特性が確認できた。 | 入札の公示に際しては、入札参加の可能性の高い事業者に対し、公示についての周知を行い、入札への参加を促すこととする。 |
|        | ○      | 調達手続の事前準備の充実・強化、事後検証の試行の継続 | 継続して実施している事業等について、引き続き、可能な限り早期に準備を開始し、調達に必要な情報収集・情報発信に努める。<br><br>特に継続する随意契約、一者応札案件等について、契約履行後における仕様書、見積書の内容について事後検証の試行を継続して実施。調達手法、調達単位の見直しによる経費や事務負担を検証し、次年度以降の調達手法の検討に資する(再掲)。   | 競争性の向上<br>透明性・公正性の確保<br>経済性の向上<br>品質の確保・向上<br>事業者への配慮<br>業務の効率化<br>職員の資質向上 | A   | -       | 競争参加者の増加による競争性の向上、品質の向上、経済効果への寄与。<br><br>検証結果を踏まえ、次年度以降の契約においてより良い仕様書の作成、価格交渉による契約金額の削減等に反映。 | 29年度         | A   | -       | 【本省】<br>部局と会計課において入札結果等の情報を共有し、次年度以降の調達に活用させる。<br>執行時における問題点等について、入札公告、入札説明書において「成績評定」を実施し公表する場があることを明記し、事前周知することにより、受注業者への適正な履行を担保する取組について周知し、複数の案件で実施。  | A   | 【本省】<br>-   | 【本省】<br>-  | 【本省】<br>29年度     | 【本省】<br>成績評定を実施した案件はなかったが、特段問題となった調達もなかったことから、抑制効果があるものと判断。   | 【本省】<br>30年度も引き続き実施。                                      |
|        |        |                            |   |  |     |         |  |              |     | -       | 【地方支分部局】<br>入札公告前にホームページの「調達情報」に案件名を掲載し、多数の者から参考見積りを受け付け、予定価格の精度の向上及び実質的な公告期間の確保を図った。   | A   | 【地方支分部局】<br>-   | 【地方支分部局】<br>入札公告に先立ち、案件名を公表することにより、実質的な公告期間が確保され、参考見積書の徴収が可能となり、競争入札の適正性の向上が図られた。                      | 【地方支分部局】<br>29年度 | 【地方支分部局】<br>-   | 【地方支分部局】<br>30年度も引き続き実施。                                  |

| 重点的な取組                           | 共通的な取組 | 取組の項目             | 具体的な取組内容   | 重点的な取組の選定理由  | 難易度      | 取組の開始年度 | 取組の目標<br>(原則、定量的に記載)  | 目標達成予定時期                                 | 難易度  | 取組の開始年度 | 実施した取組内容   | 進捗度   | 取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)   |   | 実施時期   | 実施において明らかとなった課題等                                  | 今後の計画に反映する際のポイント  |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|----------------------------------|--------|-------------------|--|--|----------|---------|---|--|------|---------|--|---|--|---|--|---|---|---|-----|----|-----------|-----------|----------|--------|---|-----|----|------------|------------|----------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|                                  |        |                   |  |  |          |         |   |  |      |         |  |   | 定量的  | 定性的   |  |   |   |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○                                |        | 調達手法の改善(随意契約への移行) | <p>一者応札が継続している案件の随意契約への移行等</p> <p>複数年度にわたり同一業者による一者応札が継続し、「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」(1)(2)の取組を実施したとしてもなお改善が見込めない案件については、引き続き、調達アドバイザー等の意見も踏まえ慎重に検討の上、公募に切り替え、仕様のすり合わせや価格交渉を実施(再掲)。</p> <p>一方、公募に切り替えた後も引き続き複数年度にわたり同一業者による一者応募が継続している案件については、さらに慎重に検討の上、随意契約に切り替え、早い段階から事前・事後検証による仕様のスリム化や価格交渉を実施。</p> <p>また、初年度から一者しか参加出来ないことが濃厚な案件については、公募を行い、当該要件を満たす者が複数いないことを確認した上で、随意契約とすることも検討する。</p>   | <p>競争性の向上</p> <p>経済性の向上</p> <p>品質の確保・向上</p> <p>業務の効率化</p>                | A        | -       | (右取組(試行)は29年度開始)  | 重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。 | 29年度 | A       | -  | <p>【本省】</p> <p>新規案件はなかったが、以前より一者応札から公募による随意契約に切り替え調達している案件について、引き続き価格交渉を実施。</p> | A  | <p>【本省】</p> <p>3件 当初提示額比144万円の減</p> <p>※平成28年度上半期 5件 当初提示額比423万円の減</p>                          | <p>【本省】</p> <p>-</p>                                     | <p>【本省】</p> <p>29年度</p>                           | <p>【本省】</p> <p>-</p>  | <p>【本省】</p> <p>対象となる案件があれば、30年度も引き続き実施。</p> |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                  |        |                   |  |  |          |         |   |  |      |         | <p>【地方支分部局】</p> <p>・2件を公募に切り替え価格交渉を実施。</p> <p>・平成29年度那覇第2地方合同庁舎(1・2号館)昇降機定期点検及び保守業務</p> <p>・平成29年度IT資産管理ソフトサポート契約</p>  | A   | <p>【地方支分部局】</p> <p>-</p>   | <p>【地方支分部局】</p> <p>価格交渉を行ったが、当初提示額に比べて削減はなかった。</p> <p>※28年度上半期は、2件の随意契約案件のうち1件について、86万円を削減。</p> | <p>【地方支分部局】</p> <p>4月</p>                                | <p>【地方支分部局】</p> <p>毎年度継続案件について、交渉自体が形骸化しつつある。</p> | <p>【地方支分部局】</p> <p>対象となる案件があれば、30年度も引き続き実施。</p> <p>改めて価格交渉シートやマニュアルを周知の上、実効性のある交渉を引き続き追求する。</p> |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ○                                |        | 価格交渉の推進           | <p>(1) 「随意契約における価格交渉の推進・検討チーム」による推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。</li> <li>・「価格交渉事例集」を作成・情報共有し、効果的な事例を活用。</li> <li>・定期的にチーム会合を開催し、効果的な価格交渉手法を共有。</li> <li>・ノウハウの共有を図るため、マニュアルの内容の充実を図り価格交渉手続きのルール化を進める。</li> <li>・事業実施決裁に価格交渉シートを添付し、会計課担当者が確認を行い、適宜指導等を行う。</li> <li>・価格交渉シートを見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等も明示、形骸化しつつある価格交渉の実効性を高める。</li> </ul> <p>(2) 外部専門家による価格交渉の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達アドバイザーやCIO補佐官の助言による見積額の精査や、仕様のスリム化、適正化。</li> <li>・調達アドバイザーの助言により作成した「価格交渉心得・チェックリスト」「価格交渉マニュアル」等の情報共有を図り、積極的な価格交渉による経費の削減。</li> </ul> <p>(3) 研修等の実施</p> <p>復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演や弁護士による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る。</p> <p>平成28年度会計実務研修における参加者の意見(事例を踏まえた説明、SEABISなどのシステム操作に関する説明会の開催、28年度に引き続き講義時間の延長等)を反映し、参加者の意向を加味した研修内容とする。</p> <p>会計担当以外の職員等の参加希望職員について、職務に支障のない範囲での参加を可能とし、会計業務への理解や様々な担当の職員との意見交換の場を提供する。</p> <p>また、物品や旅費(SEABIS)など随時説明会を開催し、職員の会計に関するスキルアップを図る。</p> <p>(4) 主要経費における価格交渉の取組(再掲)</p> <p>防災関係経費のうち、競争入札による調達費用低減効果がより発揮されるよう十分な公告期間を確保するとともに、仕様書の業務内容の明確化や調達案件の事前公表等により競争性を高め経費の削減を目指す。また、市場価格調査を行い予定価格作成時点での経費削減も行う。</p> <p>また、公募による随意契約への移行も検討し、価格交渉を行うことによる経費削減を目指す。</p> <p>勲章製造等関係経費のうち、その大半を占める随意契約案件については、予算編成過程から契約予定の相手方と価格交渉を実施することによる予算額(契約額)の調整を行い、平成29年度予算(契約)において約2%(約5千万円)の削減を行ったところであり、これに基づき調達を実施。</p> <p>他の調達についても、公募案件における調達品目の一部を分割して公募を実施するなど、引き続き競争性を高める取組を実施。</p> | <p>競争性の向上</p> <p>経済性の向上</p> <p>品質の確保・向上</p> <p>業務の効率化</p> <p>職員の資質向上</p> | A        | -       | 当初提示額から前年度以上の削減を目指す。  | 29年度                                     | A    | -       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約内容や価格交渉経緯を「価格交渉シート」に記録。</li> <li>・マニュアルの作成等に向けて現状の分析、内容の検討、各省会計担当者との情報交換等を実施。</li> <li>・随意契約案件の実施決裁時において、価格交渉の状況を明記、価格交渉シートを添付し、会計課担当者が内容の確認を行うとともに、適宜指導等を実施。</li> <li>・「価格交渉シート」を見直し、交渉過程、交渉担当者、引き下げられない理由等を明示。</li> </ul>  | A   | <p>【本省】</p> <p>・29年度において、330件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、153件について12億6,476万円の削減効果があった。</p> <p>(当初提示額の2.3%)</p> <p>※28年度は、286件の随意契約案件のうち138件について、21億6,058万円の削減を実施。</p> <p>【地方支分部局】</p> <p>・29年度において、11件の随意契約案件を対象に価格交渉や仕様書の見直しを実施。うち、1件について、83万円の削減効果があった。</p> <p>(当初提示額の1.4%)</p> <p>※28年度は、14件の随意契約案件のうち5件について、186万円を削減。</p> | <p>見直した「価格交渉シート」により、形骸化しつつある価格交渉の実効性が高まった。</p>  | 29年度   | <p>【本省】</p> <p>29年度</p>                           | <p>【本省】</p> <p>-</p>  | <p>【本省】</p> <p>30年度も引き続き実施。</p>             |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                  |        |                   |  |  | A        | -       |   |  | A    | -       | <p>【本省】</p> <p>システム関係の案件については、CIO補佐官による仕様書や事前見積もり等のチェックが済んでいることを確認した上で実施。また、随意契約案件については、価格交渉シートによる交渉を必須とした。</p>  | A   | <p>【本省】</p> <p>-</p>   | <p>【本省】</p> <p>システムの専門的な立場から、仕様書や見積もり等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。</p>                          | <p>【本省】</p> <p>29年度</p>                                  | <p>【本省】</p> <p>-</p>                              | <p>【本省】</p> <p>30年度も引き続き実施。</p>   |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                  |        |                   |  |  | A        | -       | <p>研修は年1回、説明会は必要に応じて実施する。研修参加者へアンケートを実施し、職員からの要望等を会計事務に反映させる。</p> |  | A    | -       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支分部局、復興庁、消費者庁、個人情報保護委員会の担当者も対象とした会計実務研修において、調達アドバイザーより「民間企業と国の調達～調達価格引き下げ策と値下げ交渉～」の特別講演、また国の会計の相談事案に携わってきた弁護士より「弁護士から見た国の契約事務」について講演を実施。</li> <li>・28年度会計実務研修における参加者の意見を反映し、特に疑義の多い項目の重点化、新たな講義項目の設置等を実施。</li> <li>・会計担当以外の職員等の参加希望者についても参加を可能とし、会計課職員との質疑応答、意見交換を実施。</li> </ul> <p>物品関係業務について、会計担当以外の職員等の参加を可能とした結果、初任者向け研修：61名、係長・補佐向け研修：32名の出席となった。</p> | A   | <p>研修終了後のアンケートでは、全参加者(有効回答のみ)より高評価を得た。</p>   | 29年度  | <p>アンケートにおいて、具体事例の紹介や間違いやすい案件の説明について講義時間の増加を望む声があった。</p> | <p>31年度の研修実施に向けて、内容の検討を行う。</p>                    |   |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 「一者応札の事前審査・事後評価の実施・強化」(4)及び(5)参照 |        |                   |  |  |          |         |   |  |      |         |  |   |  |   |  |   |   |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                  |        |                   | <p>参考：平成28年度上半期随意契約価格交渉結果</p> <p style="text-align: right;">(単位) 千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象件数</th> <th>削減件数</th> <th>当初提示額</th> <th>契約額</th> <th>差額</th> <th>減額率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房及び内閣法制局</td> <td>127</td> <td>40</td> <td>9,885,297</td> <td>9,475,077</td> <td>△410,220</td> <td>△4.15%</td> </tr> <tr> <td>内閣府本府</td> <td>101</td> <td>56</td> <td>7,824,181</td> <td>7,643,706</td> <td>△180,475</td> <td>△2.31%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>228</td> <td>96</td> <td>17,709,478</td> <td>17,118,783</td> <td>△590,695</td> <td>△3.34%</td> </tr> </tbody> </table>   |  | 対象件数     | 削減件数    | 当初提示額   | 契約額                                      | 差額   | 減額率     | 内閣官房及び内閣法制局  | 127   | 40   | 9,885,297   | 9,475,077  | △410,220  | △4.15%  | 内閣府本府                                       | 101 | 56 | 7,824,181 | 7,643,706 | △180,475 | △2.31% | 計 | 228 | 96 | 17,709,478 | 17,118,783 | △590,695 | △3.34% |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                  | 対象件数   | 削減件数              | 当初提示額  | 契約額  | 差額       | 減額率     |   |  |      |         |  |   |  |   |  |   |   |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 内閣官房及び内閣法制局                      | 127    | 40                | 9,885,297  | 9,475,077  | △410,220 | △4.15%  |   |  |      |         |  |   |  |   |  |   |   |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 内閣府本府                            | 101    | 56                | 7,824,181  | 7,643,706  | △180,475 | △2.31%  |   |  |      |         |  |   |  |   |  |   |   |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計                                | 228    | 96                | 17,709,478   | 17,118,783   | △590,695 | △3.34%  |   |  |      |         |  |   |  |   |  |   |   |   |     |    |           |           |          |        |   |     |    |            |            |          |        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目          | 具体的な取組内容  | 重点的な取組の選定理由  | 難易度  | 取組の開始年度 | 取組の目標<br>(原則、定量的に記載)  | 目標達成<br>予定時期 | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容  | 進捗度 | 取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)  |  | 実施時期   | 実施において明らかとなった課題等                                     | 今後の計画に反映する際のポイント  |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|--------|--------|----------------|---|--|------|---------|---|--------------|-----|---------|---|-----|---|--|--------|--|---|----|----|---|-----|----|----|----|---|------|---|---|----|---|----|---|---|---|---|---|-----|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|------|---|------|---|------|--|---|---|--|------|---|--------------|
|        |        |                |   |  |      |         |   |              |     |         |   |     | 定量的   | 定性的  |        |  |   |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
| ○      |        | 新たな調達手法を採用した取組 | <p>(1) 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)(以下、「取組指針」)に基づき、<br/>①総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定<br/>②調達案件や本取組の周知等により、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の拡大、発注候補となる機会の増大<br/>参考：平成28年度上半期ワーク・ライフ・バランス等推進企業評価項目の配点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">総合評価</th> <th colspan="5">企画競争</th> <th rowspan="2">(単位) 件</th> </tr> <tr> <th>10%</th> <th>7.5%</th> <th>5%</th> <th>3%</th> <th>計</th> <th>10%</th> <th>7%</th> <th>5%</th> <th>3%</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣官房</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>21</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>内閣府</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>39</td> <td>12</td> <td>57</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10</td> <td>2</td> <td>50</td> <td>16</td> <td>78</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 会計課負担官案件<br/>※ 「取組指針」施行以降に手続きを開始した案件で、デザイン作成に関する調達を除き、全ての調達において設定</p> <p>(2) 一般競争における調達の発注規模について、事業の実施に支障のない範囲で、入札等制度の趣旨、経済合理性・公正性及び事務効率性等を慎重に検討し、可能なものについては分割発注を試行し、なるべく多くの者が入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会の拡大に努める。<br/>例えば、全国各地で実施するシンポジウムや地方公共団体との共催で実施するイベント等の会場設営支援業務等の調達における地域ごと等の分割発注により、地元事業者の受注機会の拡大などの取組を試行する。また、併せて分割を検討するに当たり、それによる調達のリスクについて検討する。</p> <p>(3) 継続案件のうち、従来、精算条項付き概算契約で調達しているものうち適当かつ可能なものについては、確定契約による調達を検討・試行し、落札率の動向等の検証を行う。</p> <p>(4) 特殊かつ専門性が高い2経費(宇宙関係経費、遺棄化学関係経費)における契約後に代価が確定する契約については、悪質な過大請求を未然に防ぎ、過大請求があった場合にその結果として徴した損害額を補償させるよう違約金に関する特約条項を盛り込み契約手続きの厳正な執行に努めるとともに、宇宙関係経費については、契約に係る過大請求等の不正事案の発生を未然に防止するため、引き続き関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査(企業の会計制度の信頼性を確認するための調査)を行う。</p> |  | 総合評価 |         |   |              |     | 企画競争    |   |     |   |  | (単位) 件 | 10%  | 7.5%  | 5% | 3% | 計 | 10% | 7% | 5% | 3% | 計 | 内閣官房 | 4 | 2 | 11 | 4 | 21 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 内閣府 | 6 | 0 | 39 | 12 | 57 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 計 | 10 | 2 | 50 | 16 | 78 | 0 | 1 | 1 | 1 | 3 | 競争性の向上<br>経済性の向上<br>品質の確保・向上<br>事業者への配慮<br>附帯的政策の実施<br>(内閣府所管の施策) | A | 28年度 | 本取組によりインセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等を積極的に推進。 | 29年度 | A | 28年度 | 総合評価落札方式及び企画競争における評価項目に、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価の対象とした調達を実施。<br><br>【本省】<br>総合評価落札方式 260件/267件(96.02%)<br>企画競争：15件/15件(100%)<br><br>【地方支分部局】<br>総合評価落札方式 10件/10件(100%)<br>企画競争：1件/1件(100%) | A | - | インセンティブを得る企業のポジティブ・アクション等の推進に寄与したものと考えられる。 | 29年度 | - | 30年度も引き続き実施。 |
|        | 総合評価   |                |   |  |      | 企画競争    |   |              |     |         | (単位) 件  |     |   |  |        |  |   |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|        | 10%    | 7.5%           | 5%  | 3%   | 計    | 10%     | 7%  | 5%           | 3%  | 計       |   |     |   |  |        |  |   |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
| 内閣官房   | 4      | 2              | 11  | 4  | 21   | 0       | 0   | 1            | 1   | 2       |   |     |   |  |        |  |   |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
| 内閣府    | 6      | 0              | 39  | 12   | 57   | 0       | 1   | 0            | 0   | 1       |   |     |   |  |        |  |   |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
| 計      | 10     | 2              | 50  | 16   | 78   | 0       | 1   | 1            | 1   | 3       |   |     |   |  |        |  |   |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|        |        |                |   |  | A    | -       | 本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や中小企業の受注機会の拡大に努める。<br>重点的に取り組む案件を上半期中に数件抽出し、対策と効果を分析する取組を試行する。 |              | A   | -       | 一者応れであった案件について落札業者からの聞き取り調査を行い業務の分割発注を行った。  | A   | 聞き取り調査の結果、業務負担が大きいことが確認できたため、業務を3分割して入札したところ、いずれも応札者数の増加(5者が2件、2者が1件)及び落札率が低下(89.12%から74.97%、69.66%及び85.62%)した。                         | -  | 29年度   | -  | 対象となる案件があれば、30年度も引き続き実施。<br>取組の効果の検証方法等について検討を行えるようデータの蓄積を行う。 |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|        |        |                |   |  | A    | -       | 確定契約による調達が競争性の向上などにつながるか検証する。   |              | A   | -       | 該当案件無し  | -   | 該当案件無し  | 該当案件無し   | -      | -  | 対象となる案件があれば30年度も引き続き実施。                                       |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|        |        |                |   |  | A    | -       |   |              | A   | -       | 関係機関と連携して契約相手方に対する制度調査を7社実施。また、新たな契約相手方3社との制度調査受け入れの合意書締結。  | A   | -   | 制度調査の実施により、不正事案の防止を図った。また、新たな契約相手方と交渉し受入れ合意書を締結することにより制度調査の対象となる契約相手を拡大した。   | 通年     | 有効な制度調査には引き続き関係機関と連携するほか、職員の更なる能力向上が必要。              | 公認会計士の知見も活用し、職員の能力向上を図る。                                      |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
| ○      |        | 総合評価の効果的な活用    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・価格による競争性を向上させるため、可能なものについては、価格点割合の引上げ、または、最低価格落札方式へ移行。</li> <li>・一方、最低価格落札方式で実施した調達のうち、履行品質を確保する必要性が高いものについては必要に応じ、総合評価落札方式による調達の試行。</li> <li>・システム関係の調達については、基準額以下の調達でも財務大臣への届出を行い、総合評価落札方式(加算方式)を活用。</li> <li>・総合評価落札方式等による調達において、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価項目として設定(再掲)(企画競争による場合も同様)。</li> <li>・企画競争で調達していた案件のうち、可能なものについては、総合評価落札方式へ移行。</li> <li>・可能なものについては、提案書の審査項目に過去の受注実績や経験・実績を過度に評価しない。</li> <li>・調査研究案件については、必要に応じて総合評価落札方式を効果的に活用。</li> </ul>   | 競争性の向上<br>透明性・公正性の確保<br>経済性の向上<br>品質の確保・向上<br>附帯的政策の実施 | A    | -       | 本取組により入札に参加しやすい環境を整え、競争性の向上や品質の向上に努める。  | 29年度         | A   | -       | 総合評価落札方式の案件260件中50件について、価格点の割合を基準(1:2)より高く設定(1.04~1.40:2)し入札を実施。<br><br>2件の調達について、最低価格落札方式から総合評価落札方式による調達へ移行。<br><br>システム関係の調達(基準額未満)における加算方式の採用。<br><br>1件の調達について企画競争から移行。<br><br>専門的な案件を除き過去の受注実績や経験・実績を過度に評価されていないか確認のうえ決裁を行う。<br><br>調査研究案件における総合評価落札方式の効果的な活用。 | -   | 50件の平均(単純)落札率は83.63%、それ以外の210件は83.56%となった。(平均落札率83.58%)<br><br>実施した2件のうち1件については、価格点が下位の業者が、総合得点(技術点+価格点)で落札したことから、総合評価落札方式のメリットが見受けられた。 | -  | 29年度   | -  | 30年度も引き続き実施。<br>取組の効果の検証方法等について検討を行えるようデータの蓄積を行う。             |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|        |        |                |   |  |      |         |   |              |     |         |   |     | -   | 平成25年6月27日付け財計第1843号に基づく財務大臣への届出をし、総合評価落札方式による調達を2件実施した結果、プロジェクト管理能力、システム開発、運用能力、セキュリティ、担当者のスキル及び費用対効果等を総合的に判断した適切な調達ができた。 | 29年度   | -  | 対象となる案件があれば、30年度も引き続き実施。                                      |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|        |        |                |   |  |      |         |   |              |     |         |   |     | -   | 複数(3者)から提案書の提出があったことから、競争性が高められた。  | 29年度   | 提出のあった3者の提案書のうち、2者については必須項目を満たさない提案書であったため、一者応れとなった。 | 対象となる案件があれば、30年度も引き続き実施。                                      |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|        |        |                |   |  |      |         |   |              |     |         |   |     | -   | 入札参加者の参加機会の確保、競争性の維持が図られた。   | 29年度   | -  | 30年度も引き続き実施。  |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |
|        |        |                |   |  |      |         |   |              |     |         |   |     | -   | 積極的に活用が図られている。   | 29年度   | -  | 30年度も引き続き実施。  |    |    |   |     |    |    |    |   |      |   |   |    |   |    |   |   |   |   |   |     |   |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |   |   |      |   |      |   |      |  |   |   |  |      |   |              |

| 重点的な取組 | 共通的な取組 | 取組の項目 | 具体的な取組内容  | 重点的な取組の選定理由 | 難易度 | 取組の開始年度 | 取組の目標<br>(原則、定量的に記載) | 目標達成<br>予定時期 | 難易度 | 取組の開始年度 | 実施した取組内容   | 進捗度 | 取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)       |     | 実施時期 | 実施において明らかとなった課題等             | 今後の計画に反映する際のポイント  |
|--------|--------|-------|---|-------------|-----|---------|----------------------|--------------|-----|---------|--|-----|--------------------------------|-----|------|------------------------------|---|
|        |        |       |   |             |     |         |                      |              |     |         |  |     | 定量的                            | 定性的 |      |                              |   |
|        |        |       | 政府広報関係経費において、広報テーマに応じ、新しいメディアへの対応も含めた広報効果の確保を図るため、創意工夫のできる企画競争(随意契約)を活用することに加え、一定の年間広報枠の調達については、一般競争入札(総合評価)により適時適切な広報を実施するための機動性を高めつつ経費の削減を目指す。なお、29年度の「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等」の調達においては、入札参加要件を見直し、応札者の増加を図った。 |             |     |         |                      |              | A   | -       | 29年度「政府広報ブランドコンセプトに基づく個別広報テーマの広報実施業務等」の調達において、入札参加要件を見直し、応札者の増加を図った。 | A   | 28年度の応札者数は2者であったが、29年度は3者となった。 | -   | 29年度 | 入札説明会には参加したが応札しなかった業者が複数あった。 | 応札者をさらに増加させるため、入札に参加しなかった業者等からヒアリングを行い、仕様書及び参加要件等の見直しを検討する。 |



様式1記載にあたっての留意事項

**【取組の項目】**  
「重点的な取組」は可能な限り「調達改善の取組に関する点検結果」にある項目名に合わせて取組の概要を記載。  
「共通的な取組」は策定要領にある項目名(例:一者応札の事前審査・事後審査の実施・強化)を記載。

**【難易度】**  
「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。  
・A+:効果的な取組  
・A :発展的な取組  
・B :標準的な取組  
指針不掲載の取組である場合には、指針掲載の取組を参考に適当と考える難易度を設定。

**【進捗度】**  
以下の指標に基づき、自己評価時に以下の進捗度を記載。  
・A:(定量的な目標)目標進捗率90%以上  
(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組  
・B:(定量的な目標)目標進捗率50%以上  
(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、  
または実施に向けて関係部局等(他府省庁、自府省庁内の他部局、地方支分部局等)との調整を行った取組  
・C:(定量的な目標)目標進捗率50%未満  
(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、  
または計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

**【取組の開始年度】**  
取組を開始した年度を記載。従前から行っている取組で開始年度が不明な場合は「-(ハイフン)」を記載。

**【取組の目標】**  
目標は事後の検証が可能となるよう、いつまでに、何を行うか、原則として、定量的な数値目標を設定して具体的に記載。  
人材育成や情報共有など、定性的な目標を念頭に置いた取組を実施する場合であっても、例えば、研修実施回数、参加人数等の定量的な目標をできるだけ設定することや、取組内容によってどのような効果発現を目指すのかを具体的に理解、把握できるように記載する。

**【実施した取組内容】**  
取組の対象範囲(対象件数・金額等)、取組の実施者、取組の実施回数等の具体的な内容を可能な限り記載する。府省庁内に地方支分部局等がある場合は、本省と区別して記載する。

**【取組の効果】**  
取組による調達改善の効果を、原則として定量的な数値(例えば、削減額、削減率のほか、一者応札から複数者応札への移行数、競争性のない随意契約から競争性の高い契約への移行数等)に基づき記載する。  
共同調達については、可能な限り共同調達実施前との単価を比較し、削減率(%)で効果を記載する。

**【実施において明らかとなった課題等】**  
課題及びその要因を検証・分析して可能な限り具体的に記載する。安易に「特になし」、「-(ハイフン)」とはしないこと。

**【今後の計画に反映する際のポイント】**  
取組の効果や課題等を踏まえ、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべきことを可能な限り具体的に記載する。安易に「継続的に取り組む」、「引き続き実施する」とはしないこと。

| 平成29年度調達改善計画   |        | 平成29年度年度末自己評価結果（対象期間：平成29年4月1日～平成30年3月31日）   |  |  |
|--|--------|--|--|--|
| 具体的な取組内容   | 新規継続区分 | 特に効果があったと判断した取組  | 取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）   |  |
|  |        |  | 定量的  | 定性的  |
| <p>システム関係経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CIO補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。</li> <li>・国庫債務負担行為での複数年契約の実施。</li> <li>・機器の賃貸借における再リースの活用。</li> </ul> <p>➡ 引き続き「システム関係」の調達における経費の適正化を目指す。</p> | 継続     | <p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○CIO補佐官の助言を含め、仕様の適正化や経費内容の精査。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施。</li> <li>○機器の賃貸借における再リースの活用。</li> </ul> | <p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システム関係の案件について、CIO補佐官による仕様書や事前見積もり等のチェックが済んでいることを確認した上で実施した。</li> <li>○以下、8件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。<br/>（内閣官房）<br/>・平成29年度 官邸ホームページシステムの構築及び運用業務等一式<br/>（内閣本府）<br/>・NPO情報管理・公開システムに係る機器の賃貸借、データセンター（ホスティング）借入、システム移行及び業務支援等<br/>・マイナポータル用端末等の保守・運用<br/>・景気ウォッチャー調査Webシステムの運用業務<br/>・端末及びプリンタ等の賃貸借・運用保守業務<br/>・政府広報ウェブサイトの構築等及び運営等業務<br/>・情報提供等記録開示システムに係るアプリケーション保守<br/>・次期総合防災情報システム詳細設計・開発業務</li> <li>○以下、4件について再リースを活用した。<br/>（内閣官房）<br/>・内閣府LAN（共通システム）用プリンタ専用機の再リース<br/>（内閣法制局）<br/>・印刷機の賃貸借契約<br/>（内閣本府）<br/>・中央防災無線網模写電送装置（34台）賃貸借（再リース）<br/>・内閣府LAN（共通システム）用プリンタ専用機の再リース</li> </ul> <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○以下、2件について国庫債務負担行為での複数年契約を実施した。<br/>・平成29年度沖縄総合事務局ウェブサイトシステムの更改一式<br/>・沖縄総合事務局行政情報ネットワークシステムに係るインターネット接続の調達</li> </ul> | <p>【本省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○システムの専門的な立場から、仕様書や見積もり等の精査をする手続きを踏むことで、調達の適正化が図られた。</li> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施による予算の平準化や、調達に係る事務の軽減が図られた。</li> <li>○リース契約満了時の再リースを活用することで、賃貸借料を削減することができた。</li> </ul> <p>【地方支分部局】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国庫債務負担行為での複数年契約の実施による予算の平準化や、調達に係る事務の軽減が図られた。</li> </ul> |

| 具体的な取組内容   | 新規継続区分 | 特に効果があったと判断した取組  | 取組の効果（どのようなことをして、どうなったか） |  |
|--|--------|--|--------------------------|--|
|  |        |  | 定量的                      | 定性的  |
| <p>庁費類（汎用的な物品・役務）の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汎用的な消耗品（OA消耗品、コピー用紙等）の調達や役務契約（速記、荷物の配送等）を対象に、引き続き幹事官庁として共同調達を実施。</li> <li>特に消耗品の調達については、実施品目の拡大、規格の調整、納入予定回数の明記、納入箇所数の集約など、引き続き更なる仕様の見直しを実施。</li> <li>共同調達による入札参加者の動向や競争性を検証し、スケールメリット効果の低いと考えられる事案については、実施方法の見直しを検討。</li> </ul> <p>➡ 参加官庁の調達事務を大幅に軽減し、スケールメリットを活用。</p>  | 継続     | <p>【本省】</p> <p>共同調達の実施。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 荷物等の配送業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>② 会議等の速記業務（内閣官房、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>③ コピー用紙の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>④ 文房具等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑤ プリンタ用及びFAX用トナー等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑥ いす用レース等のクリーニング業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑦ ガソリン及び軽油の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑧ 一般的健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑨ 婦人科健康診断（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑩ 電動アシスト付自転車の賃貸借業務（内閣官房、内閣府本府、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑪ トイレトペーパーの購入（内閣官房、宮内庁）</li> <li>⑫ 電球・蛍光灯の購入（内閣官房、内閣府本府、宮内庁）</li> <li>⑬ 国会議員要覧の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省）</li> <li>⑭ 政官要覧の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省）</li> <li>⑮ 給与小六法外の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省）</li> <li>⑯ ストレスチェック制度の実施支援業務（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑰ 保存食等の購入（内閣官房、内閣法制局、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁）</li> <li>⑱ 六法全書の購入（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、環境省）</li> </ol> <p>【地方支分部局】</p> <p>下記4件（4品目）を共同調達として実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①平成29年度トナーカートリッジの購入（単価契約）</li> <li>②平成29年度コピー用紙の購入（単価契約）</li> <li>③平成29年度事務用消耗品の購入（単価契約）</li> <li>④平成29年度貨物運送業務（単価契約）</li> </ol> <p>参加官署（沖縄総合事務局開発建設部他7出先事務所、沖縄行政評価事務所、那覇産業保安監督事務所、沖縄総合通信事務所、外務省沖縄事務所、那覇自然環境事務所、那覇植物防疫事務所）</p> | 【本省】                     | <p>【本省】</p> <p>現状の共同調達の枠組みによる発注単位の継続には、これ以上のスケールメリットの効果は期待薄であることから、個別に調達した方が結果的に安価になるという可能性の有無について検証が必要な時期が来ている点も否定できない。</p> <p>しかしながら、幹事省庁（官署）の調達事務の負担が増える一方で、複数の参加省庁（官署）の調達事務の軽減が図られることから、行政コストの削減という面から継続するメリットはあると言わざるを得ない。</p> <p>次年度も継続するが、幹事省庁（官署）の調達事務の負担軽減について、参加省庁（官署）に協力を依頼する。</p>  |
| <p>調達等の専門家の養成・外部専門家の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムなど専門的な仕様書や予定価格の作成等における外部専門家を活用、職員のスキルアップを図る。</li> <li>復興庁、消費者庁の担当者も対象とした会計実務研修について、引き続き調達アドバイザーの講演や弁護士による法曹観点から見た国の調達における課題の講演等により、更なる職員の価格交渉や契約事務のスキルアップを図る（再掲）。</li> <li>民間企業等の調達手法を参考に、経費が削減できるような調達手法を研究し、活用できるよう検討する。</li> </ul> <p>➡ 調達経費の削減及び調達担当者の能力向上。</p> <p>・特殊かつ専門性が高い2経費（宇宙関係経費、遺棄化学関係経費）にかかる個々の契約案件については、専門性が高い仕様となっているため、引き続き民間コンサルティング会社等の履行監理等により経費の削減を目指す。</p> | 継続     | <p>【本省】</p> <p>民間コンサルティング会社等の専門的知見を活用した履行管理等により経費の削減等を目指した。</p>  | 【本省】                     | <p>【本省】</p> <p>（遺棄化学関係経費）随意契約案件3件について、価格交渉を行う際に、民間コンサルティング会社の知見を活用し助言を得るなどして、当初見積額に比べ約5億7,727万円の削減を図ることができた。</p>   |
| <p>カード決済</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既に水道料金について実施しているカード決済について、他の光熱費についても契約事業者と協議し、支払い事務の簡素化を推進する。</li> <li>引き続き電子図書等の購入や学会参加費の支払いにおけるカード決済の導入（試行）。</li> <li>学会参加費については、支出負担行為担当官名義のカード利用が可能となるよう調整をする。</li> </ul> <p>➡ 小切手払いや職員の立替払いを廃止し担当者の事務負担を軽減。</p>   | 継続     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気・ガス料金支払い時におけるカード決済の利用についての検討。</li> </ul>   | 【本省】                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気・ガス料金の支払いにあつては、現金または口座振替による支払いに限って認められているところであり、カード決済による支払いは認められていない。</li> </ul> <p>・請求された電気・ガス料金については、庁舎内で電気・ガスを使用した食堂などの出店業者、自動販売機設置業者等にも使用分の負担を当然ながら求めており、業者負担額の算出を会計課で行った後、国使用分は小切手の振出、業者利用分は各業者から現金で集金した上で、小切手・現金の合算により銀行窓口において電気・ガス事業者へ支払いを行う必要があるなどの特殊事情が存在し、小切手の利用にも一定の合理性が存在する。</p> <p>・本人名義以外のカードでは申し込みができない場合や、現在採用しているカードブランドでは申し込みができない場合等、利用拡大の阻害要因を解決する必要がある。</p> |

| 具体的な取組内容   | 新規継続区分 | 特に効果があったと判断した取組  | 取組の効果（どのようなことをして、どうなったか）  |  |
|--|--------|--|---|--|
|  |        |  | 定量的   | 定性的  |
| <p>旅費の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・割引制度や出張パック商品等を最大限活用。</li> <li>・SEABIS（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用範囲を大幅に拡大。</li> <li>・アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、これを継続する）。</li> <li>・「旅費業務の効率化に向けた改善計画」（平成28年7月29日旅費・会計等業務効率化推進会議決定）に基づき、出張者に対する旅費の早期支払いのための周知、担当者への指導を行うとともに、標準マニュアル改訂に伴い、担当職員が使用する手引書の改訂及び周知を行う。また、資金前渡官吏による支払を支出官払への移行を推進させる。</li> </ul> <p>➡ 出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引の適用により旅費を削減。</p>          | 継続     | <p>アウトソーシングを継続して実施（28年度に対象部局を概ね全部局に拡大、継続している）。</p> <p>割引制度や出張パック商品等を最大限活用。</p>   | <p>出張の回数・行程により削減される旅費の金額が変動するため、定量的な効果の算定はできない。</p>   | <p>旅券手配等のアウトソーシング実施により、出張者のチケット手配の事務負担の軽減及び大口割引（最大5%）の適用による旅費の削減。</p>  |
| <p>適正な物品管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品、消耗品の更なる適正な在庫管理、効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減する。</li> <li>・民間倉庫に保管している物品について適正な処分に努める。</li> </ul> <p>➡ 物品調達経費の適正化、倉庫保管料の削減。</p>  | 継続     | <p>備品、消耗品の在庫管理を徹底し、部局間等において効率的な配置等を行うことにより、新規調達物品を縮減。</p>  | <p>部局間供用換え・物品管理官在庫からの引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品：内閣府70回（223個）、内閣官房34回（44個）</li> <li>・回数券：内閣府2回（12枚）、内閣官房5回（197枚）</li> <li>・パスモ：内閣府1回（2枚）、内閣官房3回（3枚）</li> </ul> <p>内閣府・内閣官房間での管理換え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品：26回（81個）</li> <li>・回数券：1回（55枚）</li> <li>・パスモ：4回（5枚）</li> </ul> <p>【地方支分部局】</p> <p>物品管理官在庫からの引き渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備品：7回（31個）</li> </ul> | -  |
| <p>業務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調達等の事前手続きにおける電子決裁の推進、決裁ルートの見直し、一部決裁の会計課合議の省略、SEABIS（旅費及び謝金・諸手当システム）の利用促進、内部管理業務の一部の事務を会計課に集約化するなど、更なる業務の簡素合理化を検討する。</li> <li>・都内近郊におけるシンポジウム等の会場候補について、各部局間及び会計課との情報共有。</li> <li>・随意契約審査委員会において、競争性のある公募・企画競争に関わる事務手続きの一部簡略化を実施。</li> <li>・会計事務に係る手引きの整備、共有を図り、職員の資質向上を図る。</li> <li>・仕様書で定める共通的な項目（個人情報取扱特記事項、障害を理由とする差別解消の推進に関する対応要領等）について、様式の統一化を図る。</li> </ul> | 継続     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・SEABISの利用促進</li> <li>・会場候補の情報共有</li> <li>・随契審査委員会における対応</li> <li>・会計事務に係る手引きの整備</li> <li>・仕様書様式の統一化</li> </ul> | -   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度予算執行分より、諸謝金、旅費等の支払い業務をSEABISに一元化したことに伴い、業務の電子化、ペーパーレス化が図られた。</li> <li>・データベースの一部修正を行っているため、情報の共有化は行ってないが、部局より依頼のあった場合は個別に対応している。</li> <li>・随意契約審査委員会において、定型的な案件の一部を持ち回りにて開催する等により、事務手続きの一部簡略化を図った。</li> <li>・平成29年度中に準備が整ったものを共有し、30年度も引き続き整備に努める。</li> <li>・担当内で情報共有するとともに、大幅な変更を伴う場合においては、全部局に周知を行っている。</li> </ul> |



様式2記載にあたっての留意事項

【特に効果があったと判断した取組】

以下のポイントを参考に特に効果があったと判断した取組に「○」をつける。

- ・前回の調達と比べて契約額の大幅な削減が見られた
- ・一者応札が改善し複数者応札となった
- ・競争性のない随意契約から競争性の高い契約へ移行した

「○」をつけた取組については、「取組の効果」を記入する。



外部有識者からの意見聴取の実施状況  
(対象期間:平成29年4月1日～平成30年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【野本 満雄 調達アドバイザー】 意見聴取日【平成30年6月22日(金)】

| 意見聴取事項                                | 意見等  | 意見等への対応  |
|---------------------------------------|--|--|
| <p>29年度に実施した取組とともに、自己評価全般についてご説明。</p> | <p>○ 国の調達は一般競争入札が原則ではあるが、契約方式はどの方法をとっても長所・短所がある。従って、案件ごとにその内容を十分に考慮し、有利な契約ができる契約方式を採択すべきである。<br/>場合によっては従来のやり方を大胆に変える必要があるかもしれない。(一者応札が続く案件→随意契約など)<br/>ただし、契約方法を変える際は判断基準・とるべきステップなどをある程度明確にする必要がある。<br/>まずは行革事務局と相談して欲しい。</p> <p>○ 一者応札対策や総合評価方式の価格点の比重を増やして落札率を下げている取組は評価できる。<br/>今後も取組の検証と品質確保が疎かにならないようチェックが必要。</p> <p>○ 共同調達については契約担当部門に労力が集中することのないよう、受益部門にも応分の負担をしてもらうよう検討が必要。</p> | <p>○ 一者応札が続いている案件について、移行準備が整った案件は公募による随意契約への移行を促し、価格交渉による金額の抑制を図っているところ。<br/>今後は、判断基準の整備について、行革事務局との相談も含めて検討する。</p> <p>○ 引き続き適切に実施する。</p> <p>○ 業務の手順等を明確にし、他支出負担行為担当官部局においても、とりまとめ業務を行うよう調整を進める。</p> |

外部有識者の氏名・役職【CIO補佐官 谷口英宣、大塚仁司、山田浩民】 意見聴取日【平成30年5月21日(月)～5月29日(火)】

| 意見聴取事項                                | 意見等   | 意見等への対応   |
|---------------------------------------|---|---|
| <p>○ 29年度に実施した取組と自己評価について(システム関係)</p> | <p>○ 高度な技術力を求められる案件については、総合評価方式により事業者の実行可能性を評価し、調達の適正化が図られた。</p> <p>○ 80万SDR以下の案件にも積極的に総合評価方式を導入したことにより、事業者の質が向上し、調達の費用対効果を高めることができた。</p> <p>○ 総合評価項目、評価基準、配点方法等が、部局により異なるため、統一した評価シート等を作成し、評価することをお勧めしたい。</p> <p>○ 調達仕様書の精査と確認において、見積りに影響する機能を確認し、適正な要件に調整することにより、費用の削減と調達の適正化が図られた。</p> <p>○ 重要案件については、調達仕様書及びプロジェクト管理にセキュリティ担当情報化参与を交え、SBD(Security By Design)を徹底することにより、調達のセキュリティ・ガバナンスを向上した。</p> <p>○ 国庫債務負担行為での契約は、予算の平準化がなされプロジェクト行程を長期的に管理することができ、計画が立てやすい。</p> | <p>○ 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(平成30年3月30日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」、CIO補佐官の意見等を踏まえ、適切に実施する。</p> <p>○ 80万SDR以下の案件についても、総合評価方式の導入が効果的なものについて、適切に実施する。</p> <p>○ 総合評価項目、評価基準、配点方法等、統一的な評価シートの作成に向けて、CIO補佐官の意見を踏まえ検討する。</p> <p>○ CIO補佐官の意見を踏まえ、適切に実施する。</p> <p>○ 「情報システムに係る政府調達におけるセキュリティ要件策定マニュアル(SBDマニュアル)(平成27年5月21日内閣サイバーセキュリティセンター改訂)」、CIO補佐官の意見を踏まえ、情報セキュリティを企画・設計段階から確保するため、適切に実施する。</p> <p>○ 国庫債務負担行為で予算措置された案件について、適切に実施する。</p> |

様式3記載にあたっての留意事項

- ・外部有識者からの意見聴取の実施状況については、外部有識者の氏名・役職、意見聴取日を記載した上で、外部有識者ごとに作成する。
- ・外部有識者への意見聴取の際には、「意見等」の欄が「特になし」とならないよう、可能な限り具体的な意見の聴取に努めること。